

全ての妊婦や子育て家庭に寄り添います

一出産・子育て応援事業

☎ 子育て支援課 (☎ 44-4611)

町は、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近に相談できる「伴走型相談支援」と「経済的支援（出産・子育て応援給付金）」を一体とした「出産・子育て応援事業」を3月から実施しています。

- ③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行うこと
- ④妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が必要となる場合には、自治体、医療機関および相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てプランの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有すること

- ▶原則、町内に住所を有している人が対象となります。
- ▶出産応援給付金は、妊婦1人あたり5万円です。



1 出産予定日が決まったら…子育て支援課へ

医療機関受診後、まずは**妊娠届出**を行ってください。

伴走型相談支援

- ▶出産に向けての困りごとや心配ごとを面談にてお聞きします。
- ▶「妊娠届出時アンケート」を記入いただけます。
- ▶「子育てプラン」を一緒に確認して、出産までの見通しを立てていきます。
- ▶今後の予定として、8カ月頃や出生届出後の面談などを案内します。

表面

裏面

2 妊娠8カ月になったら…子育て支援課から妊婦訪問

伴走型相談支援

- ▶妊娠7カ月頃、妊婦訪問の案内をします。
- ▶町助産師が妊婦のお宅を訪問し、妊娠中の悩みや出産への不安、子育てに関する心配ごとなどを面談にてお聞きします。
- ▶訪問時にアンケートをご記入いただけます。

3 出産したら…住民課へ出生届、子育て支援課から赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）

伴走型相談支援

- ▶産後4カ月までに、助産師または保健師がお宅を訪問します。
- ▶子育て家庭（養育者）に「産後質問票」を記入いただけます。
- ▶赤ちゃんの発育、発達等の確認、お母さんの産後の健康状態、育児についてなど個別の相談に応じます。また、利用できるサービスの紹介をします。

経済的支援（子育て応援給付金）

- ▶上記の相談支援を受けた後、子育て応援給付金の申請を記入いただけます。
- ▶申請には、出産応援給付金申請時と同項目への同意が必要です。
- ▶原則、町内に住所を有している人が対象となります。
- ▶子育て応援給付金は、対象児童1人あたり5万円です。
- ※多胎出産の場合は、5万円×生まれた子の数



経済的支援（出産応援給付金）

- ▶上記の相談支援を受けた後、出産応援給付金の申請を記入いただけます。
- ▶申請には、以下について同意が必要です。
- ①他の自治体で、出産・子育て応援交付金による出産応援給付金又はギフトの支給を受けていないこと
- ②給付金の支給要件の該当性を審査するため、町が必要な住民基本台帳など公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供すること